

出席停止の届け出について

学校保健安全法第19条の規定により、インフルエンザ等、下記の感染症については出席停止となります。病気が治癒し登校されるときには、受診された医療機関で所定の「罹患証明書」に記入していただき、学校に提出していただくこととなっています。ただし、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、「罹患報告書（保護者記入）」を学校へ提出いただくことで、出席停止となります。なお、昨年度まではインフルエンザに罹患された場合、インフルエンザ罹患のわかる薬の説明書等の添付をお願いしておりましたが、数年前より添付していただくなくてもよくなりました。

証明書及び罹患報告書は学校にありますので連絡いただきましたらお渡しします。学校のホームページからもダウンロードできます。

【学校保健安全法の規定による出席停止期間は次の通りです。】

感 染 症 名	学 校 を 休 ま せ る 期 間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 感染性胃腸炎、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、 マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性軟属腫（水いぼ） アタマジラミ、伝染性膿痂疹（とびひ）、ヘルパンギーナ など	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで

※ 症状等により長引くこともあります。医師の指示に従ってください。

※この「証明書」及び「報告書」の用紙は、ご家庭で保管いただき、万が一お子さまが「学校感染症」に罹患された時に切り取ってご使用ください。（学校ホームページからもダウンロードできます。）

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症のみの罹患報告書」

・・・保護者の方がご記入ください。

甲賀市立	学校	_____	年	_____	組	_____	名前	_____
* 疾病名	インフルエンザ _____型 ・ 新型コロナウイルス感染症 ※どちらかに○印をおつけください。							
* 発症日	_____年 _____月 _____日 ()							
* 出席停止期間	_____年 _____月 _____日 () ~ _____年 _____月 _____日 () までの _____日間							
* 受診日	_____年 _____月 _____日 ()							
* 受診医療機関名	_____							
上記の通り報告します。								_____年 _____月 _____日
								保護者名 _____

キ リ ト リ セ ン

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の「罹患証明書」

・・・医療機関に提出し記入してもらってください。

<u>罹 患 証 明 書</u>								
甲賀市立	学校	_____	年	_____	組	_____	名前	_____
* 疾病名	()							
* 出席停止期間	_____年 _____月 _____日 () ~ _____年 _____月 _____日 () までの _____日間							
上記の通り証明します。							_____年 _____月 _____日	
							医療機関名	
							医師氏名 _____	